

指定避難所

運営マニュアル

(概要版)



この冊子は、市立小学校が指定避難所となった場合を想定した、望ましい避難所運営の姿を記載したものです。指定避難所は、施設ごとに、規模や地域の実情が異なります。そのため、指定避難所の運営は、この冊子の基本的な内容を踏まえつつ、臨機応変に行いましょう。

電話番号・メモ 区本部(区役所) ☎ —

指定避難所名

役割(班名など)

名 前

目次

- 1 発災直後の地域の活動(P2)
- 2 避難行動の流れ(P3～4)
- 3 指定避難所の様子(P5～6)
- 4 指定避難所の設備と備蓄物資(P7)
- 5 指定避難所の開設と運営の流れ(P8)
- 6 避難者を受け入れた後の運営(P9～10)
- 7 感染症対策について(P11～12)
- 8 多様な避難者への思いやり(P13～14)
- 9 普段から備えておきたいこと(裏表紙)

はじめに

この指定避難所運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)の概要版は、災害時に避難所運営の中心を担う皆さまが活動するにあたり、あらかじめ知っておいていただきたいことや避難所の開設・運営の流れをまとめました。

避難所運営の基本的な考え方

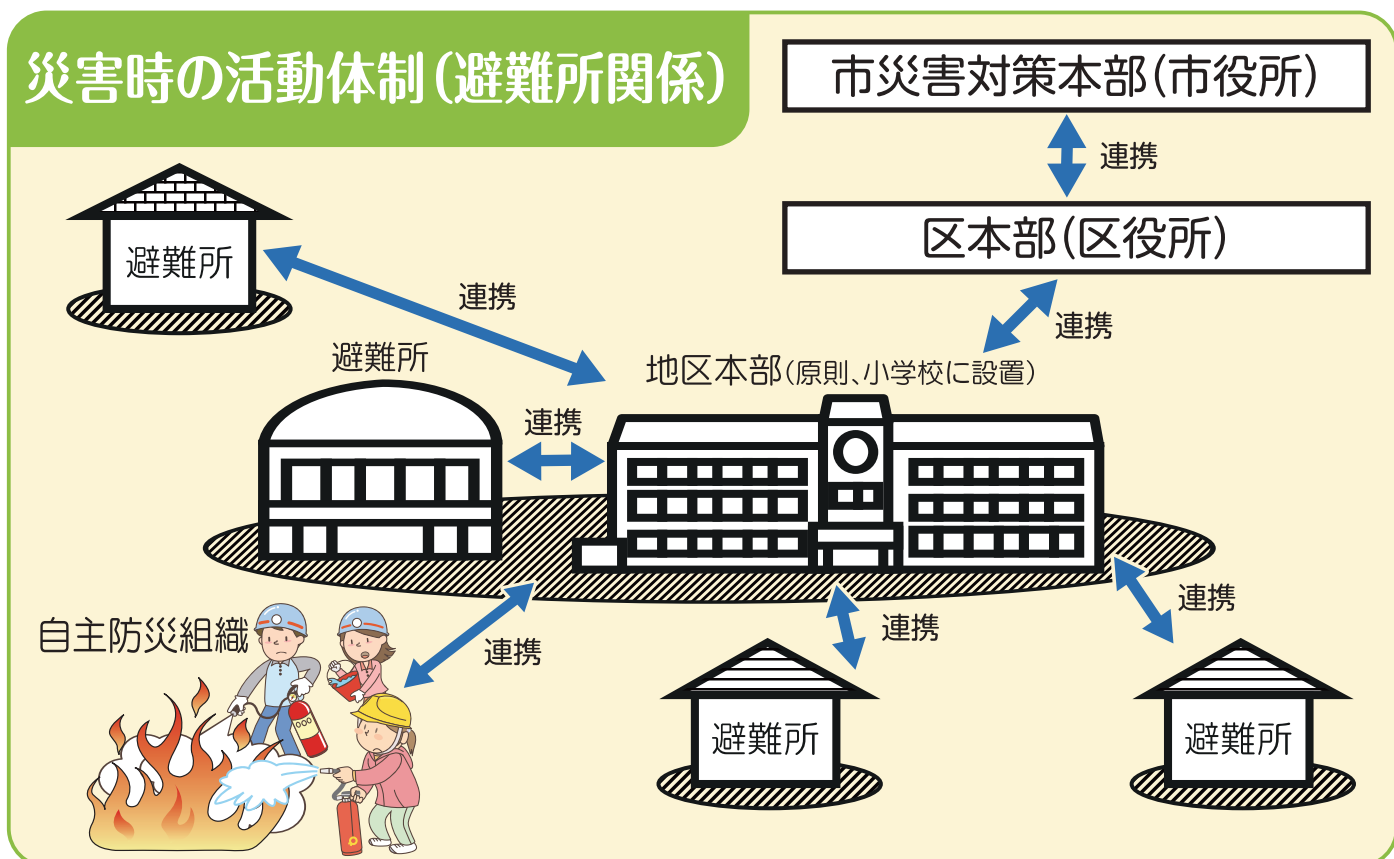
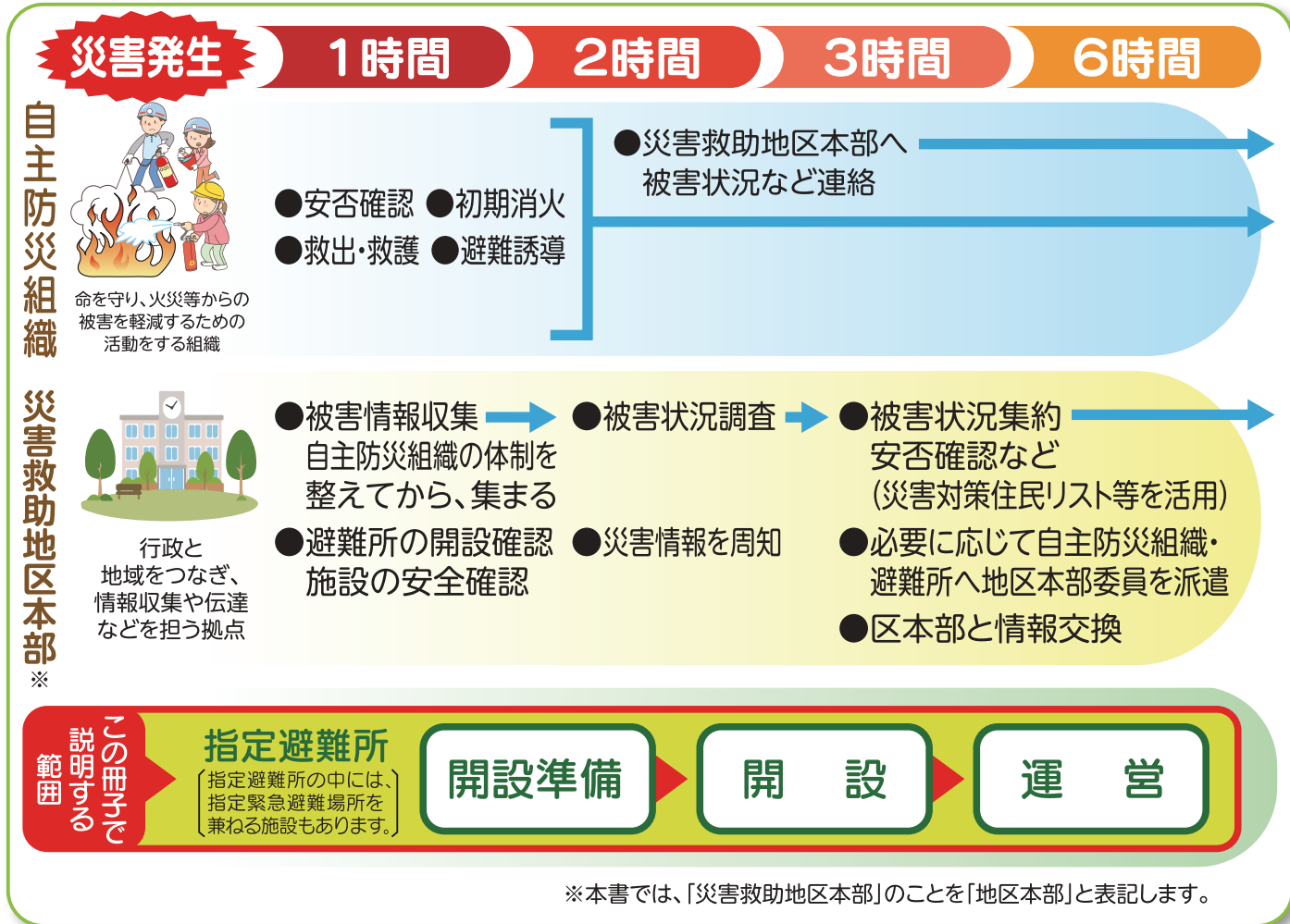
- ◆避難所は、避難者による「自主運営」となります。
- ◆全員で協力し、お互いに助け合いながら、避難所運営に取り組みます。
- ◆要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組みます。

※この冊子で「避難所」とあるのは、「指定避難所」のことを指します。

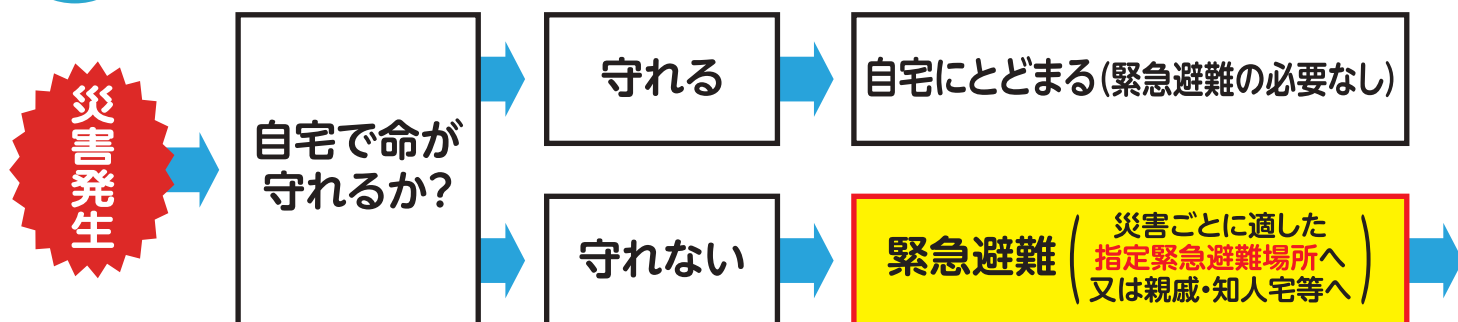
避難所運営の心得

1. 必要なルールを定め、指定避難所の運営や問題解決に努めましょう
2. 代表管理者を中心に各自が役割を分担し、自分でできる範囲で積極的に協力しましょう
3. 指定避難所で必要なものは、自分たちで事前に用意しておきましょう
4. 集団生活を意識して、ほかの避難者の迷惑になることはしないようにしましょう

1 発災直後の地域の活動(イメージ)



② 避難行動の流れ



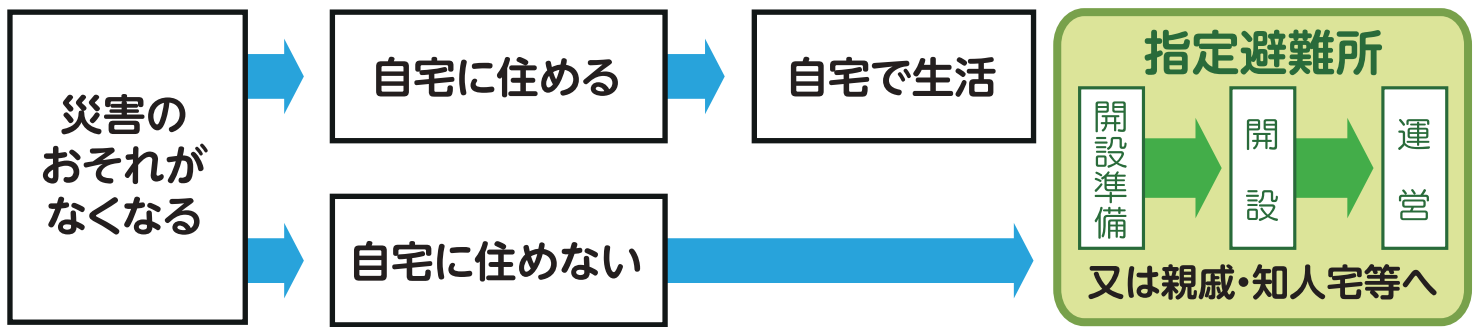
緊急避難

指定緊急避難場所

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所
【マニュアルP19～22】

災害の種類	指定緊急避難場所	開設の基準
洪水・内水氾濫	洪水・内水氾濫の想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	避難情報の発令
高潮	洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域にない小・中学校の教室など	
津波	津波避難ビル	伊勢・三河湾に 大津波警報発表等
地震の揺れ	・市立小・中・一部の高等学校等のグラウンド ・広域避難場所 ・一時避難場所	震度5強以上の地震
大規模な火事	広域避難場所	—

- 避難指示などによらず、自主的に避難しようとする場合には、事前に区役所へ連絡し、避難先などの確認を受けてください。
- 災害の種類ごとに指定緊急避難場所は異なります。災害に対応した指定緊急避難場所に避難するよう「なごやハザードマップ防災ガイドブック」などであらかじめ確かめください。



避難生活

指定避難所

災害が落ち着いた後、自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るための施設（市立小・中・一部の高等学校の体育館・コミュニティセンターなど）

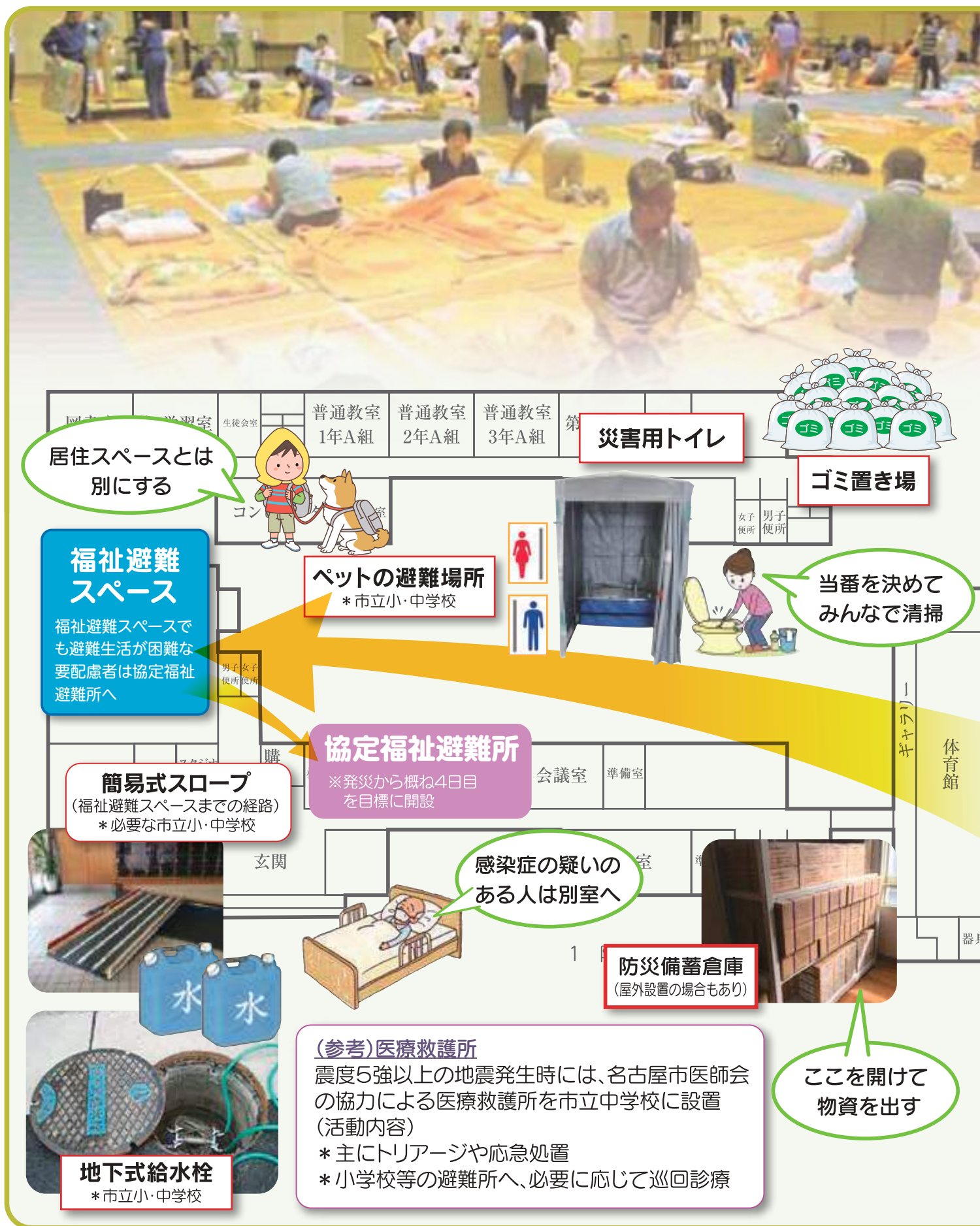
【開設時期】避難情報・警報の解除などにより災害のおそれなくなった時

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、一部の避難所が事前避難先として開設されます。

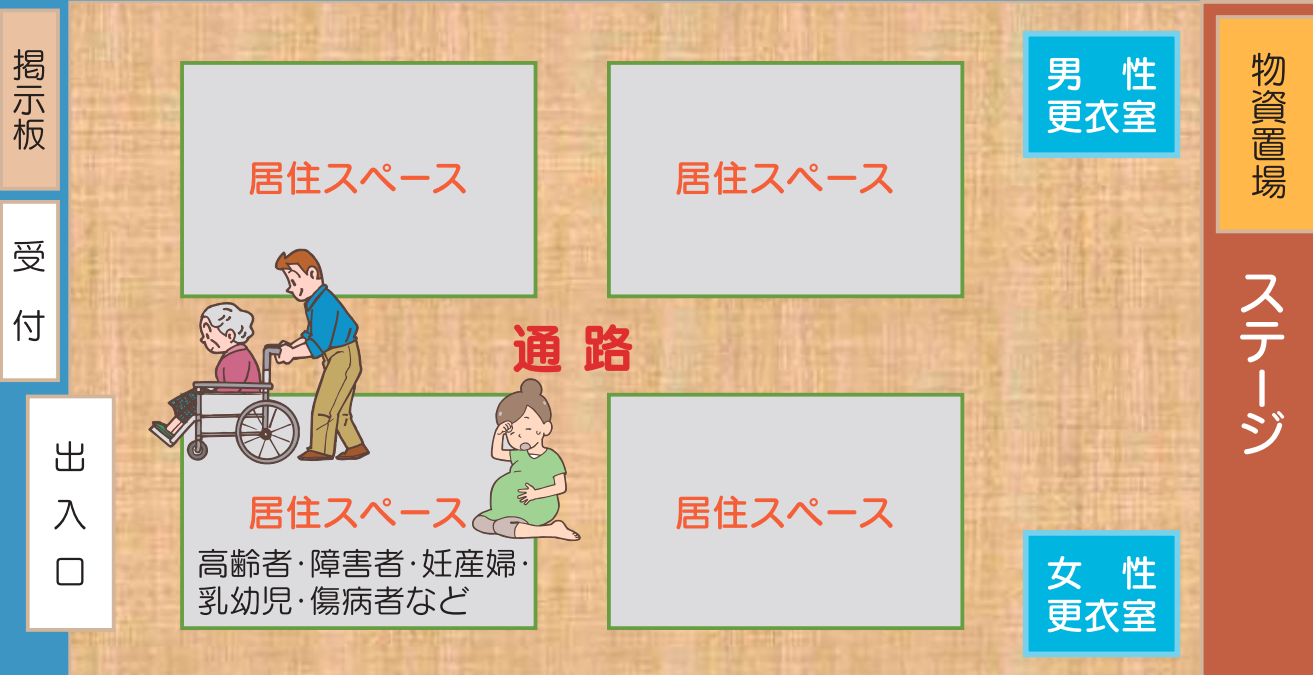
避難情報（警戒レベル）と避難行動

避難情報	警戒レベル	とるべき避難行動等
緊急安全確保	5	災害が発生または切迫しています。命を守るために最善の行動をとってください。
避難指示	4	速やかに全員避難してください。指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。
高齢者等避難	3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始してください。それ以外の方は、気象情報を注視し、避難の準備をしてください。
気象庁の発表する注意報	2	自らの避難行動を確認してください。
気象庁の発表する早期注意情報	1	災害への心構えを高めてください。

③ 指定避難所の様子(イメージ)



● 避難スペース 体育館レイアウト(例)



ズームイン！
体育館を

ポイント

- まずは**通路**を作る(車いすも通れるように)
- 高齢者などは、トイレに行きやすいよう**出入口**近くに
- 土足厳禁**(衛生面から)
- プライバシーに配慮(男女別更衣室・物干し場・トイレ)
- 1人あたり2㎡が目安

避難スペース (主に体育館)

居住スペースでは避難生活が困難な要配慮者は福祉避難スペースへ



パトロールなどにより
治安の悪化を防止

避難所以外の避難者

在宅避難者、車中泊避難者など
様々な事情で避難所に来られない人も・・・
中でも車中泊は、いわゆるエコノミークラス症候群を
発症する危険性が高まるので注意が必要です

- * 水分の十分な補給
- * 足首の運動などの対策を

避難所で避難者登録をすることで、
食料などの支給が受けられます

4 指定避難所の設備と備蓄物資

【防災備蓄倉庫】

屋内または屋外に設置し、食料（アルファ化米やビスケット）、毛布などを配備



毛布

ビスケット

アルファ化米

飲料水



Wi-Fi☆



避難所開設キット



衛生用品キット



パーティション・簡易ベッド



発電機☆



投光器☆



テレビ☆



災害時特設公衆電話☆



間仕切り◎



くみ取り式仮設トイレ



簡易パック式トイレ

【災害用トイレ】

避難所のトイレが使用できないときに、組み立てて使用



下水道直結式仮設トイレ

【地下式給水栓】



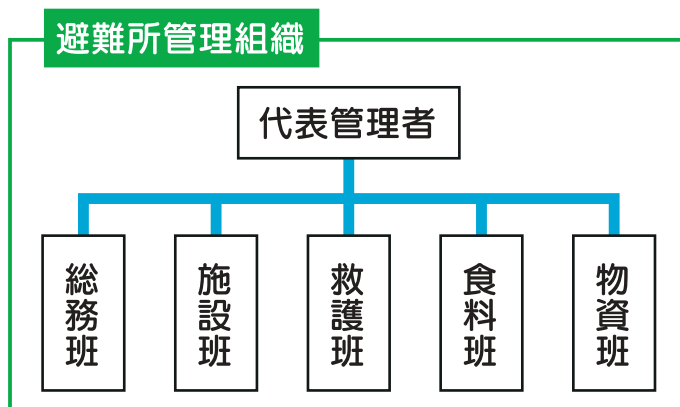
地下式給水栓☆

災害で水が出ないときに、自ら操作して飲料水を確保

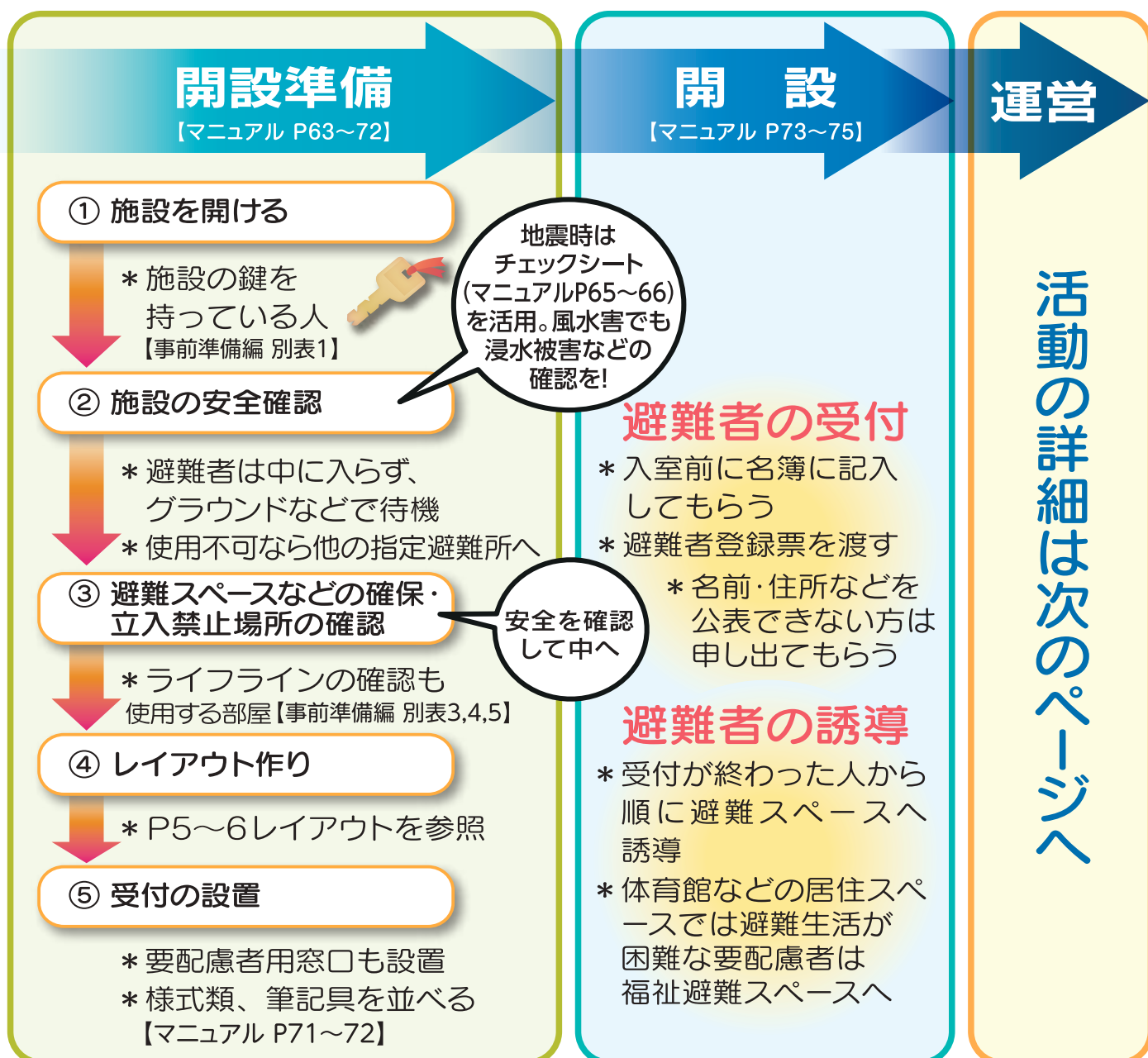
5 指定避難所の開設と運営の流れ

避難所の運営を円滑に行うには、役割を分担することが大切です。避難所のリーダーである代表管理者の下、各班に分かれて活動します。【マニュアルP23～24】

- * 平常時のうちに、避難所ごとに右記の避難所管理組織に携わる人をあらかじめ決めておきましょう。
- * 一般の避難者からわかるようビブスなどを着用しましょう。



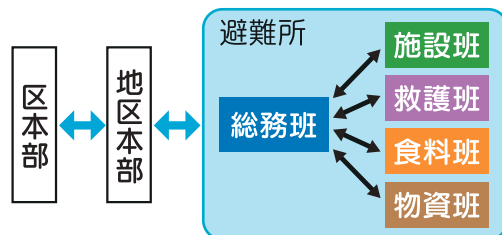
☆マニュアルP39～59「避難所運営チェック表」などでチェックしながら進めると効率的です。避難所開設キットを活用しましょう。



6 避難者を受け入れた後の運営

情報の流れ【マニュアル P27】

避難所運営は、区本部や地区本部と連携をとりながら行います。総務班が各班を代表して、地区本部へ連絡します。



総務班

【マニュアル P79～89】

避難者名簿の作成・管理、地区本部との連絡・調整、情報の収集や伝達など、全体のとりまとめを担当

- ① 避難所の状況を報告（おおまかな避難者数・被害状況）
- ② 避難者名簿から避難者数・世帯数を集計し報告
- ③ 情報の掲示場所を設置
- ④ 情報を避難者へ知らせる
 - ・管理組織図・避難者名簿・共同生活のルール
 - ・区本部からのお知らせ・新聞の貼り出し など
- ⑤ 各班からの要請を地区本部へ連絡・調整
- ⑥ 各班を集めて会議を行う

その他・避難所外避難者の把握と対応
・避難所及び周辺の警備 など

まずは避難者
数を把握！

必要な物資・
食料を要請

傷病者・要配慮者
を連絡



デジタル移動無線
（市立小・中学校）

地区本部（原則、市立小学校）には、区本部から「災害対策住民リスト」と「避難行動要支援者名簿」が必要に応じて提供されます

施設班

【マニュアル P91～109】

施設の管理や資機材の設置、衛生対策に関する
ことを担当

- ① 施設の設備や電気・ガス・水道が使えるか確認
停電の場合は、電源を確保する（発電機、非常用電池等）
- ② 使用できない場合は、総務班へ復旧を要請
- ③ トイレが使用できない場合は、災害用トイレを設置
 - ・くみ取り式仮設トイレと簡易パック式トイレを設置
 - ・周辺の道路状況などを確認し、下水道直結式仮設トイレを設置
- ④ 屋外にゴミ置き場を設置
- ⑤ トイレやゴミ置き場の掃除当番を決める

その他・ペットとの同行避難への対応（登録・ペットの避難場所確保）
・施設の衛生対策（清掃・換気）
・災害時特設公衆電話※やテレビ・Wi-Fiなどの資機材の設置 など

※市立小・中学校に電話線を事前設置。大規模災害時に、停電時でも無料で使用できる発信専用の公衆電話。

“使用禁止”の
貼り紙も

まずは
トイレ！

清掃は、
避難者全員で

救護班

【マニュアル P111～118】

要配慮者や傷病者への対応や避難者の健康管理に関することを担当

- ① 傷病者への対応を行う
(119番など総務班へ連絡依頼)
- ② 要配慮者の状況や必要な支援(ニーズ)を把握
- ③ 体育館などの居住スペースでは避難生活が困難な要配慮者は、福祉避難スペースへそれでも避難所での生活が難しい場合は、協定福祉避難所への入所を総務班へ要請
- ④ 要配慮者のニーズに沿った対応を行う

緊急性の高いことから臨機応変に！

その他 ・エコノミークラス症候群を予防(体操実施・水分補給呼びかけ)
・感染症予防(手洗いの徹底)などの健康管理
・医療救護所の開設・運営(名古屋市医師会が市立中学校で活動)への協力

食料班

【マニュアル P119～133】

食料や飲料水の避難者への配布や在庫管理、必要な食料の要請を担当

- ① 水道が使えない場合、市立小・中学校では地下式給水栓を使用できるように準備
- ② 避難者数から、必要な食料数を確認
- ③ 食料を避難者に配布
- ④ 不足した場合は、必要な品目・数量を総務班へ要請
- ⑤ 食料が届いたら、配布がスムーズにできるよう、整理して保管

まずは水！

配布にあたっては、アレルギーにも注意

消費期限や賞味期限に注意！



物資班

【マニュアル P135～136】

物資の避難者への配布や在庫管理、必要な物資の要請を担当

- ① 食料以外の備蓄物資の品目と数量を確認
- ② 避難者へ配布(毛布など)
- ③ 不足した場合は、必要な品目・数量を総務班へ要請
- ④ 物資が届いたら、配布がスムーズにできるよう、整理して保管

配布は、避難者全員で

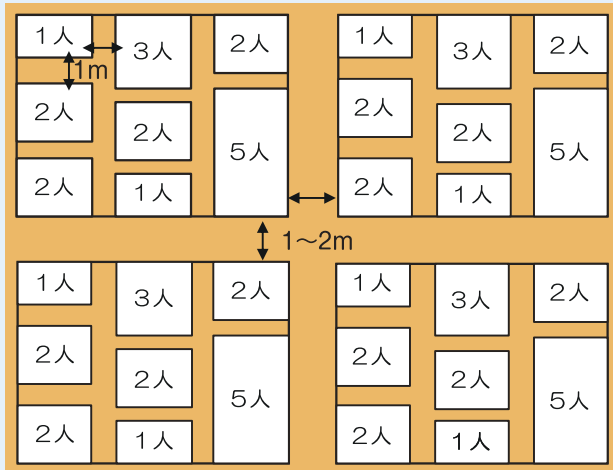


7 感染症対策について

国が指定する感染症等の流行期に、新型コロナウイルス感染症を含む感染者（以下、「感染者」という。）が避難所に避難した場合に必要な感染症対策を記載しています。

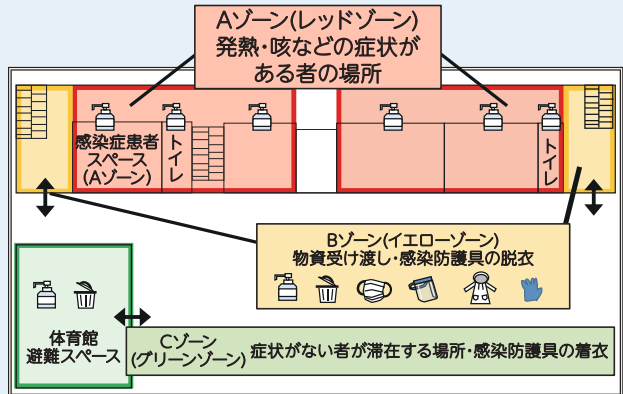
避難所の開設及び受付

●避難スペースのレイアウトの例



- ・体育館を使う場合はメイン通路を設け、ブロック間の距離は1~2m離す
- ・1家族1区画とし、家族間の距離は1m以上離す
- ・可能であれば家族内でも一人ひとりの間が空く配置が望ましい
- ・1人2㎡の居住スペースが目安

●ゾーニングの例〈学校〉+ 衛生用品の配置例

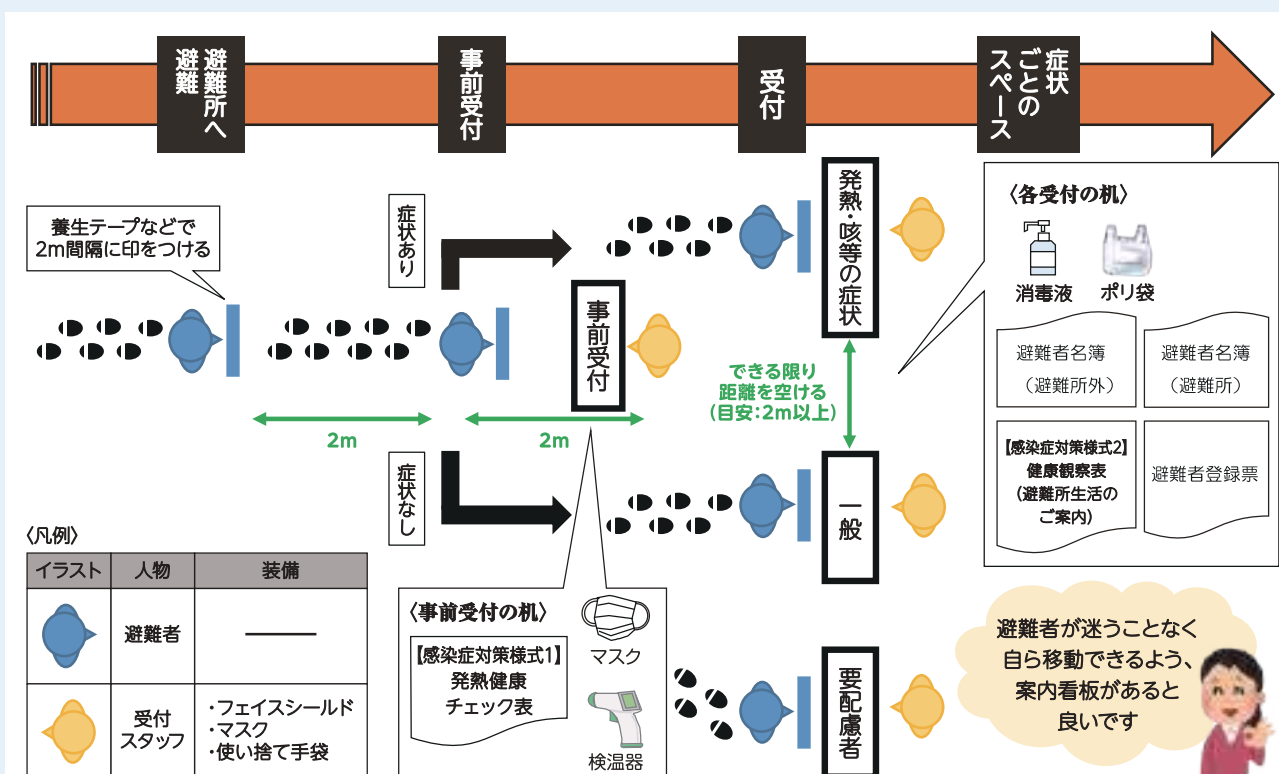


凡例	
	アルコール消毒液
	ごみ箱
	マスク
	フェイスシールド
	レインコート
	使い捨て手袋

ゾーニングのポイント

- ・避難生活時に、発熱・咳等の症状がある者となない者が交わらない
- ・受付からAゾーン（レッドゾーン）までの動線も、症状がない者と交わらない

●受付のレイアウトの例



避難所の運営

●共通事項

①避難所運営にかかる心構え

避難所管理組織全員が、避難者それぞれの人権を配慮し、それぞれのプライバシーを守るための配慮が必要であることを理解します。

②マスクの着用、咳エチケットの徹底

避難所内においては、避難者及び避難所管理組織は原則としてマスクを着用し、咳エチケットを心がけます。



③活動時の装備

避難所管理組織として活動する際には、飛沫感染や接触感染を防ぐための装備を身に着ける必要があります。



総務班

①感染症の疑いがある者を把握する

感染症の疑いがある者の把握に努め、地区本部（区本部）へ報告します。

②避難者の人権配慮

感染への不安や恐れによって、特定の人や地域などに対し偏見を持つ、嫌悪する、差別をするなどの行為は避けなければなりません。



施設班

①ごみの処理

- ・ごみの廃棄方法の周知
- ・ごみ集積場所の設置及び処理

②施設内の衛生対策

- ・屋内土足禁止
- ・共用部分や居住スペースの清掃
- ・換気

気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行います。

- ・施設の消毒

※Aゾーン（レッドゾーン）内の衛生対策は、発熱・咳等の症状がある者自身が行います。



救護班

発熱・咳等の症状が強い者がいる場合は、保健センター班が派遣を調整する巡回の医師等へご相談ください。容体が急変するなど緊急の場合には、119番通報します。

①手洗い・手指消毒の徹底

②健康観察表による健康管理

③感染症患者スペースへの誘導及び緊急対応

④発熱・咳等の症状がある者（Aゾーンに滞在する者）への対応

- ・感染症患者スペースの巡回
- ・健康観察表（感染症対策様式2）による健康管理
- ・食事及び物資等の提供
- ・ごみの回収
- ・症状が軽快した場合の対応



食料班

①手洗い・手指消毒の徹底

②感染症に配慮した食料配布

③炊き出しを行う際の注意事項

調理スタッフは、マスク及び使い捨て手袋を着用し、作業台等を事前に消毒する。

2m間隔に養生テープで印をつけるなど、列に並ぶ際に密にならない工夫をする

物資班

①必要物資の把握

②感染症に配慮した物資配布

要配慮者への配慮

【マニュアル P28～35、113～116、217～223、239、他】

要配慮者へやさしい避難所づくり

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他特に配慮が必要な人のことです。

一人ひとりの状況によって対応が異なりますので、本人や家族などの話をよく聞いて対応しましょう。

優先的にスペースを確保しましょう

- ・避難スペースでは、出入口やトイレに近い場所を確保
- ・避難スペースとは別に福祉避難スペースを確保

優先的に食料や物資を配布しましょう

- ・アレルギー疾患のある方などは食べられる物に制限があります。避難所に備蓄している食料のうち、アルファ化米はアレルギー対応しています。

さりげない見守り

- ・孤立を防ぐ
- ・変化にすぐ気がつく
- ・病気や障害などにより配慮や支援が必要なことを記載した「もしもカード」や「ヘルプカード」携帯者への配慮

避難所の管理運営の中心を担う皆さまは、他の避難者からわかるよう配慮しましょう

- ・避難所に配備してある避難所開設キットなどを活用し、ビブスを着用

情報は全員に伝わるようにしましょう

- ・文字でしっかり伝える（時には筆談も）
- ・言葉や音声でしっかり伝える
- ・コミュニケーションをとりながら伝える
- ・福祉避難スペースにもすべての情報が伝わるように
- ・外国人への対応については「避難所での外国人被災者対応マニュアル」※を活用

※「避難所での外国人被災者対応マニュアル」は、指定避難所運営マニュアル別冊編として避難所に1冊配備しています。

男女平等参画の視点

【マニュアル P28、235～237】

男性も女性も避難所運営に参加しましょう

運 営

- ・ 避難所管理組織への女性の参画（男女とも4割以上が目標）
- ・ 男女両方の運営責任者配置に配慮
- ・ 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- ・ 女性用品（生理用品・下着類）は女性が配布する体制づくり
- ・ 食事作り・片付け・清掃などは男女を問わずできる人が分担

性別に応じた配慮が大切です

- ・ 男女別のトイレを安全な場所にそれぞれ設置
- ・ 安心して利用できる更衣室・物干し場の設置
- ・ 間仕切りを利用するなど授乳・おむつ交換場所の確保

暴力や性被害を許さない環境づくり

災害時は、DVや女性への暴力、 性被害の危険性が高まります

- ・ 寝床や女性専用スペースなどの女性による巡回警備
- ・ トイレや更衣室利用時の防犯対策
- ・ 一人ひとりが暴力を許さないという意識
- ・ 悩みを気軽に相談できる体制づくり

ひとりで抱えず相談窓口をご利用ください

避難所管理組織に相談
または…

☆☆イーブルなごや相談室☆☆

「女性のための総合相談」 TEL (052) 321-2760

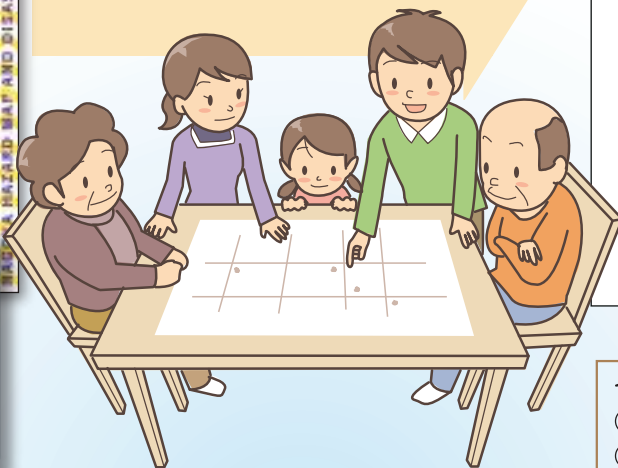
平常時も相談をおこなっています

9 普段から備えておきたいこと

災害のリスクと指定緊急避難場所・指定避難所の確認



学区ごとの
情報はこちらを
ご覧ください



その他にも…

- 「過去の災害から学ぶ名古屋」
- 「名古屋市浸水実績図」

(名古屋市公式ウェブサイトに掲載)

個人で～自助～

●備蓄品・非常持出品の準備

避難所にあるものは最低限の物資です。災害に備えて、個人やご家庭で準備しておきましょう。

備蓄は7日分を目安に準備し、そのうち3日分を非常持出品として、避難所などへ向かう場合は、各自持参していただきますようお願いします。

【非常持出品(例)】

- 食料(自分が食べやすいもの)
- 常備薬(持病の薬、お薬手帳も)
- 飲料水(1人1日3ℓが目安)
- 衛生用品(液体ハミガキ、ウェットティッシュ、携帯トイレなど)
- その他、個人的に必要なもの(ミルク(粉・液体)、メガネ、入れ歯など)

地域で～共助～

●避難所運営についての話し合い

避難所の運営についてあらかじめ話し合っておきましょう。

【確認しておくこと(例)】

- 避難所の鍵を持っている人
- 避難所の運営体制
- 避難所として使用する部屋
- 備蓄物資の保管場所(品目・数量)
- 要配慮者の支援

名古屋市公式ウェブサイト「指定避難所運営マニュアル」や指定避難所の開設・運営についての映像が掲載されていますのでご覧ください。

名古屋市
避難所の運営について

検索



災害はいつ発生するかわかりません。日頃から地域で指定避難所開設・運営訓練を行ったり、訓練に参加するなどして、避難所運営のイメージをつかんでおきましょう。

名古屋市防災危機管理局地域防災室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL (052) 972-3591 / FAX (052) 962-4030

発行: 令和5年4月